

清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託事業者選定実施要領

本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

1 事業概要

(1) 契約予定件名

清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託

(2) 事業の目的

世田谷区は、区の一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現」のため、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型のリニアエコノミー（線型経済）から資源投入量・消費量を抑えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を進め、さらなるごみの減量と資源循環に向けた行動変容を促していくこととしている。

本事業は、様々な世代や属性に対して、時代に合った新たな効果的な手法により、2R行動の促進、2R活動の支援を講じることで、区民の行動変容を促し、不要となったものは循環させる知識や経験を創出・吸収する場、並びに区民の主体的な活動・交流の場を提供し、持続可能な社会の実現につなげていくことを目的とする。

(3) 事業内容

清掃・リサイクル普及啓発施設（エコプラザ用賀・リサイクル千歳台）2施設の管理及び運営

別紙「参考仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

※契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があること、履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 提案限度額

令和8年度 金 81,500,000円（税込）

令和9年度 令和8年度と同等の見込みとすること。

※契約は本事業の予算配当があることを条件とする。予算配当がない場合は契約できない。

※事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により対応を決定するものとする。

※区との契約では予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。（記載されている金額等の情報は公告日時点のものであり、契約時には最新の労働報酬下限額を適用すること。）

※契約時に定める成果指標を超えた実績を達成した場合に、区が収納するリユース品売払額の一部金額を委託費に上乗せして支払う。ただし、成果報酬額は予算配当金額を上限とする。現在想定している成果指標の詳細は、別紙成果水準書（案）のとおり

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務の履行にあたっては、普及啓発施設を拠点として効果的に2R行動の促進、2R活動の支援を講ずるため、ごみ減量・リサイクル等に関する業務の遂行能力、企画力や技術力等、区民対応事業者としての総合的な力量が問われる。

以上より、委託事業者の選定にあたっては、相手方の能力、資質を総合的に評価し、かつ、企画面での競い合いや潜在的事業者の掘り起こしが期待できる方法として、「公募型プロポーザル方式」により行うこととする。

4 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - A. 履歴事項全部証明書
 - B. 税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）
 - C. 提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）
 - D. 財務諸表（過去3年間）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税等に滞納がないこと。
- (5) 「清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

5 プロポーザル実施日程

令和7年10月29日（水）	事業者募集公告・募集説明書の交付開始
11月11日（火）	参加表明書の提出期限
11月14日（金）	提案書提出者へ招請通知
11月21日（金）	説明書に関する質問締切
11月27日（木）	質問回答（予定）
12月11日（木）	提案書提出期限
12月12日（金）	
～17日（水）	一次審査（提案書の書類審査）
12月18日（木）	一次審査結果通知（予定）
12月25日（木）	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）
令和8年1月6日（火）	二次審査結果通知（予定）

6 募集説明書の交付期間並びに交付場所及び方法

(1) 期間 令和7年10月29日(水)から11月11日(火)

(2) 場所 ①区ホームページ(世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→住まい・街づくり・環境)にて公開

②清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当

(〒156-0043 世田谷区松原6丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

TEL03-6304-3253)

(3) 方法 区ホームページからダウンロードまたは上記(2)②の窓口で配布

※窓口の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 期限 令和7年11月11日(火)

(2) 場所 上記6(2)②に同じ

(3) 方法 持参または郵送(締切日必着)

※持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送は、書留郵便に限る。

8 質疑応答の提出期限、提出方法及び回答方法

(1) 質問の提出期限 令和7年11月21日(金)午後5時まで

(2) 質問の提出方法 募集内容について質問がある場合は、「清掃・リサイクル普及啓発施設管理運營業務委託プロポーザル 質問書兼回答書」(募集説明書に添付)に質問事項を記入し、電子メールで受け付ける(電話による受付は行わない)。

(3) 回答方法 令和7年11月27日(木)までに、招請を通知した全ての事業者に電子メールで回答する。

9 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

10 提案書に求める内容、提出期間、提出先及び方法

(1) 提案書に求める内容 別紙、募集説明書による。

(2) 期限 令和7年12月11日(木)

(3) 場所 上記6(2)②に同じ

(4) 方法 持参、郵送、電子申請サービス(LoGo フォーム)または電子メール(締切日必着)

※持参、郵送の場合、提案書(様式自由)については電子データも併せて送付すること。その際はPDFファイルの形式で電子申請サービス(LoGo フォーム)または電子メールにより送付すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送は、書留郵便に限る。

1 1 提案書を特定するための評価基準

●事業者について

- (1) 事業者の経営理念及びごみ減量・リサイクルに対する考え方
- (2) 事業者の実績
- (3) 法令遵守・個人情報保護についての考え方
- (4) 緊急時における危機管理体制

●提案内容

- (5) 本事業の実施体制について
- (6) 普及啓発業務における企画について
- (7) 区民の交流・活動における企画について
- (8) リユースの推進業務について
- (9) 広報業務について

●その他

- (10) 将来的な課題解決に向けて民間事業者の自主的な創意工夫やアイデアを活用した事業の提案

(※以下①②について民間の創意工夫・アイデアを活用した具体的な事業を提案)

①更なるリユースの促進に向けた自主事業によるリユースの地域展開に関する提案。

②区の家庭ごみ組成分析調査から抽出される課題を踏まえたさらなるごみ減量に関する提案。

【課題・提案の具体例】

- ・一括査定申込サイトや配送サービス等と連携した粗大ごみのリユース拡充に関する提案。
- ・資源化可能な紙類（雑紙）・布類の分別促進に向けた普及啓発（啓発物、イベント、講座など）に関する提案。
- ・民間事業者が実施している自社製品の回収拠点に関する情報を効果的に区民へ周知し、地域における資源循環を推進する提案。
- ・食品ロス削減やフードドライブ拡充に向け各家庭で実践しやすい取組みの展開に関する提案。

(11) 見積り金額

※提案内容については、関係法令に準拠していることを前提条件とする。

1 2 提案書の審査方法（審査員の構成、ヒアリングの有無等）

「清掃・リサイクル普及啓発施設管理運営業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて、評価基準に基づいて審査する。審査においては、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本事業委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

(1) 選定委員の構成

委員長：清掃・リサイクル部部長 池田 豊

委員：清掃・リサイクル部事業課長 計良 亨

清掃・リサイクル部管理課長 荒井 久則

(2) 一次審査（書類審査）

①審査期間 令和7年12月12日（金）～17日（水）まで

②実施方法 提案書の書類審査を行い、二次審査対象者を3者程度選定する。

③結果通知 一次審査の結果は、令和7年12月18日（木）（予定）に電子メール及び郵送により通知する。

※提案書提出者が3者以内の場合、提案書提出者すべてを二次審査の対象とし、書類審査は二次審査と同日に一括して実施する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

①実施時期 12月25日（木）

②実施方法

- ・提案者による提案内容のプレゼンテーション（20分程度）を行い、終了後、提案及びプレゼンテーションの内容について質疑応答（15分程度）を行う。

【プレゼンテーション留意事項】

- ・プレゼンテーションに用いる資料は、公平性、公正性の観点から、原則として、提案書（様式自由）のみとするが、提案書が数十枚に及ぶ場合については概要版を作成して使用することも可とする。
- ・プレゼンテーションを行う際に、提案書以外の資料をプロジェクター等に投影して説明する場合は、故障や停電に備え、4部を紙で用意しておくこと。
- ・使用するプロジェクター
機器名称：EPSON プロジェクター 型番：EB-E01
- ・出席者は、統括責任者及び主な担当者の中から3名以内とする。

※ヒアリングを実施する日時・会場の詳細は、一次審査の結果と併せて通知する。

1.3 審査結果の通知時期及び方法

(1) 通知時期

令和8年1月6日（火）を予定

(2) 通知方法

提案書提出者すべてに対し電子メール及び郵送で通知する。

1.4 欠格事由

選定過程において、以下の事項に該当した事業者は失格とする。

(1) 審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合

(2) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合

- ① 世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
- ② 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
- ③ 参加資格がないことが判明した場合
- ④ 参加表明書その他の書類において虚偽の記載がみとめられた場合
- ⑤ 提出期限までに提案書の提出がなかった場合

(3) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、選定委員会委員又は

- 区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
(4) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

1 5 提出書類の取扱い

- (1) 区へ提出された書類については返却しない。
(2) 提出書類の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は当該提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

1 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約保証金 免除
(3) 契約書作成の要否 要
(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
(5) 関連情報を入手するための照会窓口 「1 7 担当部課」に同じ
(6) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
(8) 詳細は募集説明書による。
(9) 令和8年4月1日から本委託業務を円滑に開始するために、契約に向けた業務内容、その他の条件、現受託者から業務引継等の協議を行う。

1 7 担当部課

世田谷区清掃・リサイクル部事業課普及啓発担当

〒156-0043

世田谷区松原6丁目3番5号 世田谷区役所梅丘分庁舎2階

電話：03-6304-3253